

これからの「琵琶湖森林づくり県民税」 について《報告要旨》

1. 森林審議会において、琵琶湖森林づくり事業として実施することが妥当とされた事業に琵琶湖森林づくり県民税（県民税）を充当することについて

（琵琶湖森林づくり事業として新たに実施する事業）

県民税事業の趣旨に合致した国の補助事業の取込
地球温暖化防止を一層推進するための森林所有者への支援や県産材の活用
森林被害防止のためのニホンジカ対策

【検討結果】

当事業に県民税を充当することは適当と考える。

ただし、県民税は目的税的な意味合いの強い税であることから、新たに充当事業を導入する場合は、事業内容を精査し、十分に説明する必要がある。

2. 琵琶湖森林づくり基本計画に係る戦略プロジェクトの見直しに伴う県民税条例第1条（趣旨）の改正の必要性について

【検討結果】

以下の理由から、第1条を改正する必要はないと考える。

戦略プロジェクトの見直しは、当条例の趣旨の基本となる琵琶湖森林づくり基本計画が目指す方向や長期の目標である基本構想、推進体制等を継承していくことを前提に行われたものである。

新たに実施する事業も当条例の趣旨の範囲内と判断される。

《参考 琵琶湖森林づくり県民税条例》

（趣旨）

第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進し、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

下線部分の見直し
について検討

3 . 現行の課税制度（個人県民税・法人県民税均等割の超過課税制度）改正の必要性について

【検討結果】

以下の理由から、現行の課税制度を継続することが適切と考える。

- 現行方式でも、基金積立方式とすることで県民税の用途の明確化が図られている。
- 現行方式で、県民税の目的や運用に特別な不都合が生じていない。
- 現行制度に替えて目的税方式とした場合、コスト面でのデメリットが依然としてある。

4 . 現行の税率改正の必要性について

【検討結果】

基金積立の活用により、現行の税率のままで、戦略プロジェクト見直し後の事業規模を一定期間維持することが可能であることから、現段階では、現行の税率（個人県民税分 800円 法人県民税分 11%）を継続するのが適切と考える。

5 . 県民税条例の次の見直し検討時期について

【検討結果】

改正条例の施行後5年を目途に見直しを検討することが適切と考える。

ただし、当条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを検討することが適切と考える。